

特別栽培農産物 新表示ガイドライン



化学肥料
化学合成農薬
双方を
節減!!



* 改正のポイント *

Point 1

特別栽培農産物の特徴が消費者等へ正しく理解されることを目的として、**生産の原則**（土づくり等）が定められました。

Point 2

新ガイドライン表示の対象となる農産物は、**化学合成農薬と化学肥料の双方を慣行の50%以上減らして栽培された農産物**となりました。

また、慣行のレベルは、地方公共団体が策定又は確認したものを節減割合の算定の比較基準とすることになりました。

Point 3

農薬や化学肥料の使用状況に応じて区分毎に設定されていた名称（無農薬栽培農産物、無化学肥料栽培農産物、減農薬栽培農産物、減化学肥料栽培農産物）が、「**特別栽培農産物**」に統一されました。

適用対象

次の品目で不特定多数の消費者に販売されているもの

- 未加工の野菜・果実
- 乾燥調製した穀類・豆類・茶等

生産の原則

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、

- ① 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる。
- ② 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産する。

特別栽培農産物とは

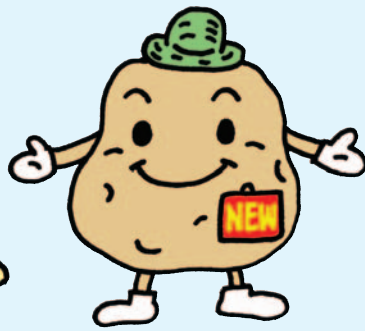
その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、

化学合成農薬※の使用回数が50%以下
化学肥料の窒素成分量が50%以下

で栽培された農産物です。 ※性フェロモン剤等誘引剤を除く。



50%以下
(窒素成分)



50%以下
(使用回数)

従来は、化学合成農薬又は化学肥料のどちらか一方でも50%以上節減していれば、ガイドラインに基づく表示が可能でしたが、新ガイドラインでは、化学合成農薬と化学肥料双方の節減が必要となります。

名称について

改正前

	無農薬	減農薬 (おおむね5割)	慣行
無化学肥料	A	B	C
減化学肥料 (おおむね5割)	D	E	F
慣行	G	H	適用の範囲外

改正後

	無農薬	減農薬 (5割以下)	慣行
無化学肥料	特別栽培農産物		適用の範囲外
減化学肥料 (5割以下)			適用の範囲外
慣行	適用の範囲外	適用の範囲外	適用の範囲外

適用の範囲内に区分(A~H)ごとに名称を設定。

- A 無農薬・無化学肥料栽培農産物
- B 減農薬・無化学肥料栽培農産物
- C 無化学肥料栽培農産物(農薬使用)
- D 無農薬・減化学肥料栽培農産物
- E 減農薬・減化学肥料栽培農産物
- F 減化学肥料栽培農産物
- G 無農薬栽培農産物(化学肥料使用)
- H 減農薬栽培農産物

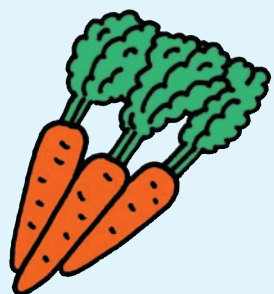
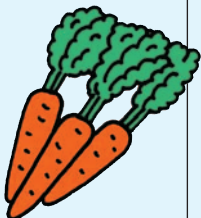
「特別栽培農産物」と一括りの名称に設定。
農薬等資材の節減割合を隣接して表示。

特別栽培農産物

A、B、D、E

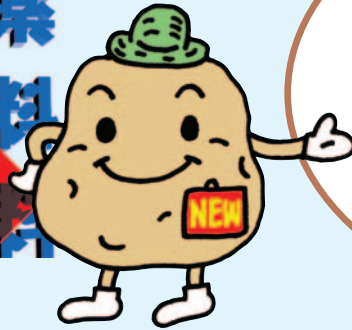
対象外

C、F、G、H



表示禁止事項

~~無農薬~~
~~減農薬~~
~~無化学肥料~~
~~減化学肥料~~



「無農薬」「無化学肥料」表示は、消費者が一切の残留農薬等を含まないとの間違ったイメージを抱きやすく、優良誤認を招くため表示禁止事項となりました。

「減農薬」「減化学肥料」表示は、削減の比較基準、割合及び対象（残留農薬なのか使用回数なのか）が不明確であり、消費者にとって曖昧で分かりにくい表示だったため表示禁止事項となりました。

特別栽培農産物の表示

ラベルや店頭での表示の他に、消費者が商品選択の際に、農薬等資材の使用状況について、その内容を店舗等で確認できる場合は、インターネット（ホームページのアドレス表示）、票片の添付などの方法が可能になりました。

表示例 1



農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物
農薬：栽培期間中不使用（食酢使用）
化学肥料：当地比5割減（窒素成分）
栽培責任者 ○○○○
住所 ○○県○○町△△
連絡先 TEL○○-○○-○○
確認責任者 △△△△
住所 ○○県○○町◇◇◇◇
連絡先 TEL○○-○○-▽▽

ネットで表示

化学肥料の使用状況

使用資材名	用途	使用量
▽▽▽	元肥	窒素4kg/10a
◇◇◇	追肥	窒素1kg/10a

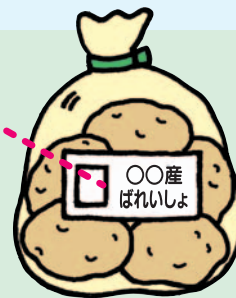
注：使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名称を表示します。

表示例 2

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物
化学合成農薬：○○地域比7割減(使用回数)
化学肥料：栽培期間中不使用
栽培責任者 ○○○○
住所 ○○県○○町△△
連絡先 TEL○○-○○-○○
確認責任者 △△△△
住所 ○○県○○町◇◇◇◇
連絡先 TEL○○-○○-▽▽

(農薬等使用状況)
<http://www.tokusai...jp/>



インターネットで
問い合わせ

化学合成農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
○○○	殺菌	1回
□□□	殺虫	2回
△△△	除草	1回

注：使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名称を表示します。



慣行レベルの設定方法

慣行レベルは、地方公共団体が策定又は確認した透明で公正な基準を、節減割合の算定の比較基準とします。また、地方公共団体が慣行レベルを策定又は確認した場合は、その内容を外部に公開します。

△△県の
慣行レベル

例

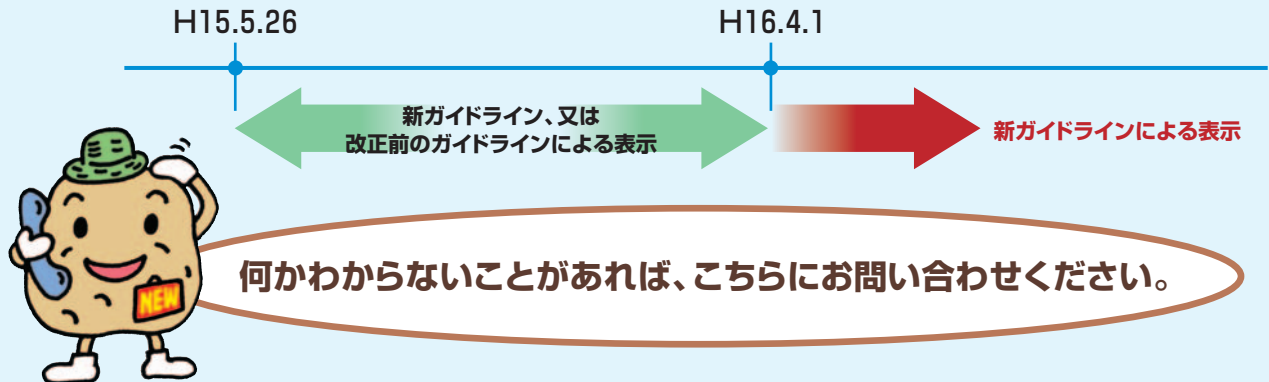
・キャベツ			
	化学肥料 (窒素成分量)	化学合成農薬 (使用回数)	…
北 部	〇〇kg/10a	〇 回	…
南 部	〇〇kg/10a	〇 回	…
・トマト			
	化学肥料 (窒素成分量)	化学合成農薬 (使用回数)	…
北 部	〇〇kg/10a	〇 回	…
南 部	〇〇kg/10a	〇 回	…

新ガイドラインの性格

この新ガイドラインは、法的な強制力はありませんが、一定のルールに従い生産され、流通すれば消費者の信頼を得ること、生産者の努力が評価されることにもつながりますので、新ガイドラインの着実な普及・定着が期待されます。

新ガイドラインへの移行期間

新ガイドラインは、平成16年4月1日に施行し平成16年4月以降に収穫された農産物から適用されます。また、平成16年3月以前に収穫された農産物については、従前のおおりの改正前のガイドラインにより表示することができますが、新ガイドラインに基づく表示を行うことも可能です。



独立行政法人 農林水産消費技術センター

- 本 部 TEL:048(600)2366~7
 - 横浜センター TEL:045(201)7431(代)
 - 岡山センター TEL:086(222)6926(代)
 - 小樽センター TEL:0134(33)5969(代)
 - 名古屋センター TEL:052(232)2027(代)
 - 門司センター TEL:093(321)2661(代)
 - 仙台センター TEL:022(293)3931(代)
 - 神戸センター TEL:078(331)2741(代)
- ★ホームページアドレス <http://www.cfqlcs.go.jp/> (農林水産消費技術センターは農林水産省所管の独立行政法人です)

各地方農政局等

- 東北農政局 TEL:022(263)1111(代)
 - 東海農政局 TEL:052(201)7271(代)
 - 九州農政局 TEL:096(353)3561(代)
 - 関東農政局 TEL:048(600)0600(代)
 - 近畿農政局 TEL:075(451)9161(代)
 - 沖縄総合事務局 TEL:098(866)0031(代)
 - 北陸農政局 TEL:076(263)2161(代)
 - 中国四国農政局 TEL:086(224)4511(代)
- 農林水産省 表示・規格課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL:03(3502)8111(代)
- 農林水産省 環境保全型農業対策室 (上に同じ) (上に同じ)
- 地方農政事務所 各県に在る地方農政事務所においても、受付けています。
- ★ホームページアドレス <http://www.maff.go.jp/> (農林水産省)
http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heya/tokusai_gaido.htm (特別栽培農産物関係)